

平成28年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（新設・拡充・**延長**・その他）

府省庁名 国土交通省

No	45													
対象税目	個人住民税 法人住民税 事業税 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他（自動車取得税、自動車税、軽自動車税）													
要望項目名	被災自動車等の代替取得に係る非課税措置の延長													
要望内容 (概要)	<p>・特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要） 東日本大震災被災により滅失等した自動車及び軽自動車（以下、「被災自動車等」という。）の所有者のうち、被災自動車等の代替として新たに自動車等（以下、「代替自動車等」という。）を取得する者について、当該代替自動車等に係る自動車税等に対する特例措置を受けることができる。</p> <p>・特例措置の内容 現在、被災自動車等の所有者が代替自動車等を取得した場合、自動車取得税、自動車税、軽自動車税について、それぞれ以下のとおり特例措置を受けることができる。 現行の特例措置の期限が切れた後も、被災者による代替自動車等の取得が継続すると見込まれることから、以下のとおり期限を延長する。</p>													
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>税目</th> <th>現行の特例措置の対象</th> <th>措置内容</th> <th>要望内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>自動車取得税</td> <td>H28.3.31 までの間に取得した分</td> <td>非課税</td> <td>適用期限を H31.3.31 までの 3 年間延長（消費税 10%への引上げ時に自動車取得税が廃止され、自動車税に環境性能割が導入された場合においても取得時の環境性能割を H31.3.31 まで非課税とする。）。</td> </tr> <tr> <td>自動車税及び軽自動車税</td> <td>H28.3.31 までに取得した代替自動車等の取得初年度分及び翌年度分</td> <td>非課税</td> <td>適用期限を H31.3.31 までに取得の 3 年間延長（取得初年度及び翌年度分）</td> </tr> </tbody> </table>	税目	現行の特例措置の対象	措置内容	要望内容	自動車取得税	H28.3.31 までの間に取得した分	非課税	適用期限を H31.3.31 までの 3 年間延長（消費税 10%への引上げ時に自動車取得税が廃止され、自動車税に環境性能割が導入された場合においても取得時の環境性能割を H31.3.31 まで非課税とする。）。	自動車税及び軽自動車税	H28.3.31 までに取得した代替自動車等の取得初年度分及び翌年度分	非課税	適用期限を H31.3.31 までに取得の 3 年間延長（取得初年度及び翌年度分）	<p>関係条文 〔地方税法附則第 52 条、54 条、57 条〕</p>
税目	現行の特例措置の対象	措置内容	要望内容											
自動車取得税	H28.3.31 までの間に取得した分	非課税	適用期限を H31.3.31 までの 3 年間延長（消費税 10%への引上げ時に自動車取得税が廃止され、自動車税に環境性能割が導入された場合においても取得時の環境性能割を H31.3.31 まで非課税とする。）。											
自動車税及び軽自動車税	H28.3.31 までに取得した代替自動車等の取得初年度分及び翌年度分	非課税	適用期限を H31.3.31 までに取得の 3 年間延長（取得初年度及び翌年度分）											
減収見込額	[初年度] - (▲99)	[平年度] - (▲132)	(単位：百万円)											
要望理由	<p>(1) 政策目的 東日本大震災により滅失等しなければ生じることのなかった被災自動車等の代替自動車等の取得における被災者の負担を軽減する必要がある。</p> <p>(2) 施策の必要性 被災自動車等の台数は約 16 万台（被災自動車等に関する還付件数ベース）に上るが、平成 26 年度末までに本特例措置を受けた代替自動車等の台数は、約 6 万台（約 4 割）にとどまっており、平成 27 年度に入ってもなお代替自動車等は取得されている状況にある。 民間住宅等用宅地の供給が本格化しつつある中（平成 28 年度以降約 11,000 戸分の宅地が本格的に供給される見込み）、それに伴い、現在、十分な駐車場を確保することができない仮設住宅での生活を余儀なくされている世帯を中心に住宅再建に併せて代替自動車等を取得することが見込まれる。 こういった状況を踏まえると、平成 28 年度以降も被災者による代替自動車等の取得が見込まれるところであるが、代替自動車等の購入時期は自ら選択の 余地の少ない住宅再建の時期に左右されると考えられ、やむを得ず早期に代替購入できない被災者にも特例措置が講じられるよう、本特例措置の適用期限を平成 31 年 3 月 31 日まで 3 年間延長し、被災者の負担軽減及び生活再建を支援する必要がある。</p>													
本要望に対応する縮減案	-													

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	<p>■復興庁政策評価体系 政策「復興施策の推進」 施策「(6) 東日本大震災被災からの復興に係る施策の推進」</p>
	政策の達成目標	被災者が取得する代替自動車等の増加
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	<p>延長期間 3年間（平成28年4月1日から平成31年3月31日まで） （なお、自動車取得税に係る特例措置については、消費税10%への引上げ時に自動車取得税が廃止され、自動車税に取得時の環境性能割が導入された場合においても環境性能割をH31.3.31まで非課税とする。）</p>
	同上の期間中の達成目標	施策の達成目標に同じ
	政策目標の達成状況	自動車重量税の還付を行った被災自動車等の台数約16万台のうち、本特例措置が講じられてから平成26年度末までの間、本特例措置を受けた代替自動車等の台数は約6万台
有効性	要望の措置の適用見込み	<p>平成28年度：1,334台 平成29年度：1,333台 平成30年度：1,333台</p>
	要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）	本特例措置を延長することにより、被災者が被災自動車等の代替自動車等を取得した場合における被災者の負担軽減が図れ、代替購入の促進に資することができる。
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	東日本大震災被災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第46条に基づく措置
	予算上の措置等の要求内容及び金額	—
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
	要望の措置の妥当性	本特例措置は、被災自動車等の所有者が代替自動車等を取得した場合に限り、自動車取得税、自動車税、軽自動車税を軽減するものであり、政策目的達成手段として妥当である。

<p>税負担軽減措置等の適用実績</p>	<p>(自動車重量税の免税件数) 平成 23 年度 : 39,678 台 平成 24 年度 : 14,253 台 平成 25 年度 : 4,361 台 平成 26 年度 : 364 台 平成 27 年度 : 48 台 (6 月末まで)</p>
<p>「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績</p>	<p>—</p>
<p>税負担軽減措置等の適用による効果 (手段としての有効性)</p>	<p>本特例措置により、被災者が被災自動車等の代替自動車等を取得した場合における被災者の負担が軽減できる。</p>
<p>前回要望時の達成目標</p>	<p>被災者が取得する代替自動車等の増加</p>
<p>前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由</p>	<p>被災者が取得する代替自動車等の取得数は増加してきているものの、自動車重量税の還付件数に見られる被災自動車等の 16 万台と代替自動車等の取得台数 6 万台との間には、依然差異がある。 これは集中復興期間において土地区画整備事業が整備中であったこと等から、住宅再建が本格化していなかったことが考えられる。 今後は、民間住宅等用地の供給の本格化に伴い代替購入は増加するものと考えられる。</p>
<p>これまでの要望経緯</p>	<p>平成 23 年度創設 平成 26 年度延長</p>